

無線システム普及支援事業費等補助金
無線システム普及支援事業
(デジタルテレビ中継局整備事業)
執行マニュアル Ver.3.1

平成24年3月

情報流通行政局

地上放送課

デジタル放送受信推進室

【 目 次 】

I	総論	1
1	本マニュアルの位置づけ	1
2	施策の基本的考え方	1
3	整備事業の全体フローチャート	2
4	その他	2
II	交付申請事務について	3
1	事業実施期間	3
2	交付対象経費	3
3	交付対象外の民放・NHK中継局と共建する場合の費用の切り分けの考え方	7
4	交付申請書の作成のポイントについて	8
III	契約について	14
1	契約準備行為について	14
2	契約について	14
IV	事業計画変更等について	15
1	事業計画変更等について	15
V	実績報告事務及び経理等について	17
1	実績報告書の作成と確認のポイントについて	17
2	経理等について	21
3	繰越承認を受けた事業の年度終了実績報告書の提出について	22
VI	財産処分について	23
1	財産処分の種類について	23
2	財産処分の申請について	23
3	国庫納付額について	24
VII	Q & A	26
	別添及び付録	29

I 総論

1 本マニュアルの位置付け

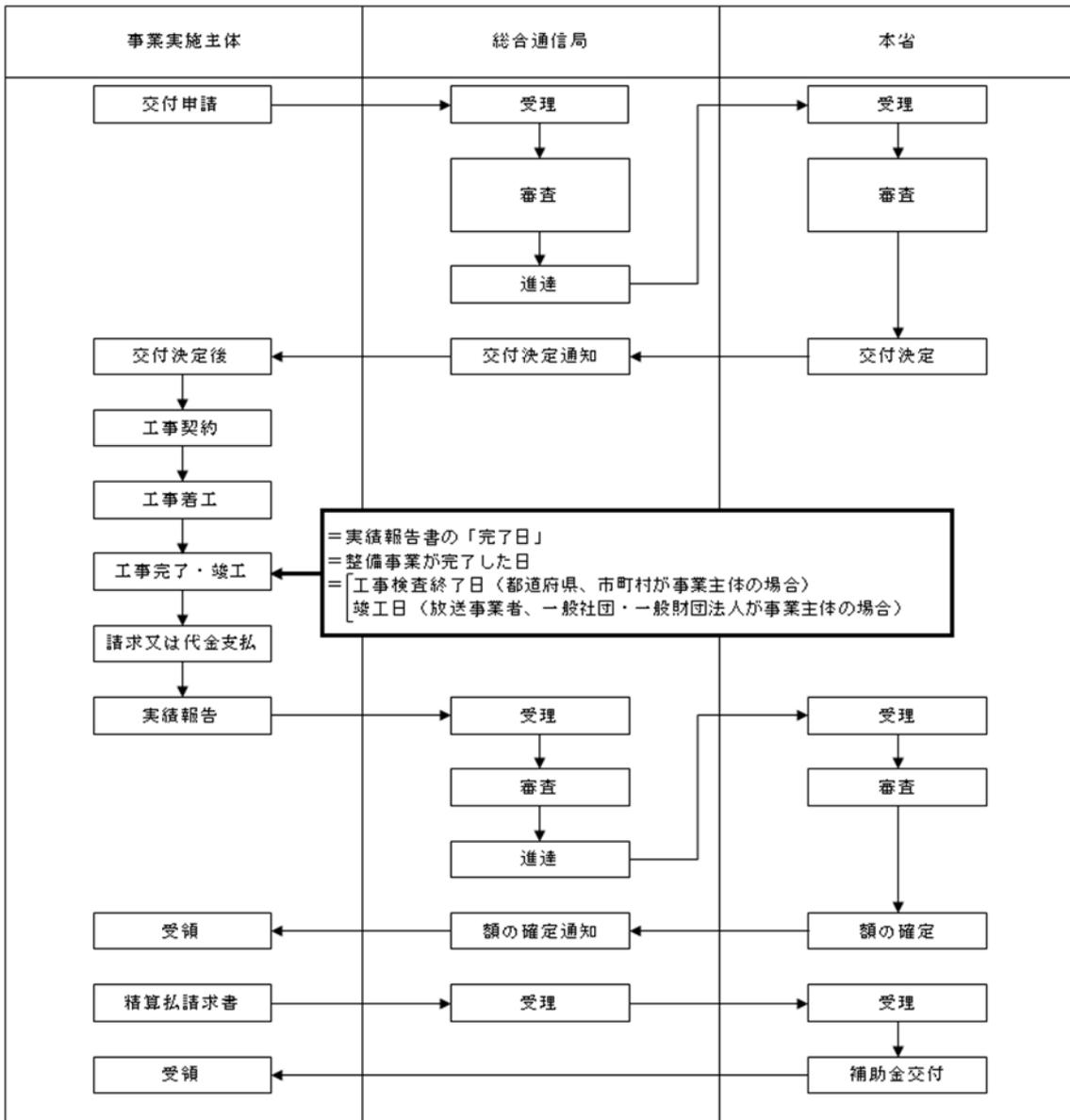
本マニュアルは、無線システム普及支援事業（デジタルテレビ中継局整備事業）（以下「本事業」という。）の事務執行に当たり関係者が留意すべき点を取りまとめたものである。本事業の事務手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総情基第380号、最終改正平成24年2月17日総情上25号）以下「交付要綱」）によるほか、このマニュアルに基づいて実施するものとする。

2 施策の基本的考え方

本事業は、2011年地上放送のデジタル化完全移行に向けて、アナログカバーエリア100%を目指してデジタル中継局の整備を支援することを目的として創設されたものであるが、現時点は「新たな難視」地区解消のための中継局の新設及び改修並びに「後発民放」のためのデジタル新局の整備を目的とする。

また、デジタル中継局の整備は、補助金の効率的執行の意味も含め共同建設で行われているところであるが、補助金関係事務の効率化の観点から実施主体を連携主体とすることを強く推奨する。

3 整備事業の全体フローチャート



4 その他

中継局の整備に当たっては、電波法、森林法、自然公園法、その他の法的対応が必要となる。円滑に事業を進める観点から、事業実施主体はこれらの手続の対応期間・処理期間を念頭において、前年度中から関係機関に相談していくこと。また、これらの手続に際しては事業の必要性に関する技術的裏付けが求められるため、地方公共団体等が事業主体となる場合は、相談の段階から関係する特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（以下「放送事業者」という。）が積極的に関与していくこと。

II 交付申請事務について

1 事業実施期間

(1) 単年度事業

本事業は単年度事業であり、事業は原則として年度内に完了してはならない。整備事業の完了日とは、都道府県又は市町村が事業主体の場合は工事の検査を完了した日、放送事業者又は一般社団法人等が事業主体の場合は工事の竣工日を指す。また、事業完了日には、単に施設・設備の工事が完了しているだけでなく、整備された施設・設備を用いて放送サービスを提供する見通しがたっている状態であること。

(2) 年度内執行について

整備事業は交付申請書に記載した完了予定日までに終えることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、事業の実施上のやむを得ない事情が発生するような場合は、自己都合の場合であっても合理的な説明を求められることがあるので、事前に総務省に相談すること。

2 交付対象経費

(1) 交付対象範囲・経費の考え方

① 整備しようとするデジタル中継局の施設・設備は事業の目的の達成のために真に必要なものか。

・個々の事業内容にかんがみて、その事業の目的の達成に最低限必要となる施設・設備とし、他のものは、交付の対象とならない（放送開始のために必要とは言えないもの、使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等）。

② 用地取得費・道路費は、施設の整備に真に必要なものであり、かつ、必要最低限の費用であるかどうか（用地取得費のうち、土地の購入代金については、土地の評価額の上昇可能性にかんがみ、原則認めない）。

・補助金で整備しようとしている中継局に関係のない用地の取得や工事に係る費用が含まれていないように注意すること。

③ 調査設計費や撤去費は、施設の整備に必要な最低限の費用であるかどうか。

・特に調査設計費や撤去費等については、交付金の目的から逸脱していないか、著しく過大となっていないかを確認すること。

(2) 施設・設備費について

デジタル中継局の運用に必要な施設・設備の整備に要する経費を支援対象とする。

（1局所で複数の事業者が整備する場合等、1者のみ特定の設備を設置する場合は、その必要性を十分に精査すること。）

① 施設・設備の設置に要する経費について

デジタル中継局整備における鉄塔、局舎等の建築部材、空中線、送受信機等の放送機器といった、補助事業者の固定資産となりうる物品が該当する。

② 附帯施設の設置に要する経費について

上記①に該当するもののうち、交付要綱に記載されている附帯施設に該当する物品が該当する。

③ 附帯工事費について

附帯工事費は、デジタル中継局整備におけるすべての経費のうち、主に工事作業に必要な経費全般のことをいう。具体的には以下のようなものが支援対象となる。

ア 施設・設備の建設、据付工事に係る経費、進入路工事や基礎工事に係る経費等

イ 調査設計費：交付決定後に契約し、実施する現場調査、詳細設計等の費用。調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続・申請の代行費用等の費用一切を含む。ただし、事業実施主体自らがこれらの調査設計を行う場合の事務費・旅費等は補助対象とならない。

ウ 改修補強費：施設及び電柱（自営柱、電力柱、NTT柱等）等の改修・補強に係る費用等。ただし、電力柱やNTT柱等他者の所有物の改修・補強を行う費用を補助対象とする場合は、その負担が必要となる理由を示すこと。

エ 整備と一体的に実施する撤去費用：撤去費については、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合に、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。

オ 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）：中継局を整備する際に必要となる諸経費を補助の対象とする（本マニュアル「4（3-2）②ク」参照）。

（3）用地取得費・道路費について

① 用地及び道路の整備に要する経費

局舎や新設電柱などを建設する際に必要最低限な不動産の購入費用・用地の造成費用等、用地（支援しなければ置局できない中継局のものに限る）・道路の取得費用等について支援対象とする。道路の整備に当たっては、必ずしも最短経路を通る必要はないが、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。例えば、中継局の整備に伴って必然的に発生する作業道・索道や、局舎利用以外には利用されない道路等が対象として認められる。

② 附帯工事費

上記①を実施するための工事費用及び諸手続や測量の代行に係る費用について補助対象とする。ただし、事業実施主体の社員の給与（事務費等の人件費）や出張に係る経費等については、地方公共団体の事務費の取扱い同様に、請求関係が明らかでないことから補助対象とならない。

「（3）用地取得費・道路費」のうち、土地購入に係る費用については、原則補助対象として認めない。補助対象とする場合はあらかじめ本省に相談すること。

（4）補助対象とする際の一部設備の取扱いについて

中継局整備支援を限られた予算の中で出来る限り多くの要望に対応するため、本事業における一部設備の補助対象の取扱いについて下記のとおりとする。

なお、補助対象となるかどうかは、真に補助目的達成に必要なかどうか（例：放送の維持のために、常時又は定期的に使用するかどうか）がポイントとなるので、留

意すること。

おって、本項で記述する取扱いによって事業実施主体の整備内容を制限するものではなく、また、本整備事業の対象でない中継局についても同様に整備内容を制限するものではない。

① 送受信機について

同一中継局所において補助金を受けて整備する中継局が複数ある場合は、原則として送受信機を同一の調達先（メーカー）から調達すること。中継局ごとに異なる調達先から調達しようとする場合は、

- ・当該局所の整備において送受信機を同一の調達先から調達するより、中継局ごとに異なる調達先から調達することが費用削減につながる合理的理由
- ・中継局ごとに異なる調達先から調達せざるを得ない技術的理由

のいずれかが示されない限り認めない。

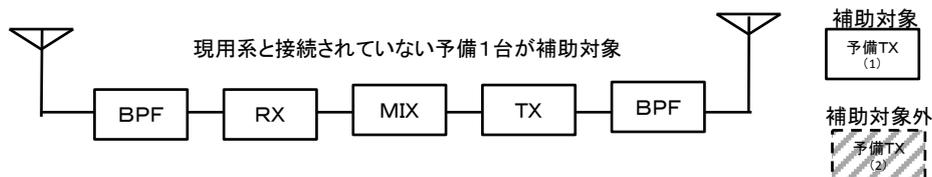
② 予備送受信設備について

補助対象とする予備送受信設備（空中線を除く。以下同じ。）は、当該局所の1系統のみを補助対象とする（接続された予備送受信設備がない場合は、当該局所内に保管されている接続されていない予備送受信設備一系統分を対象とする。）。

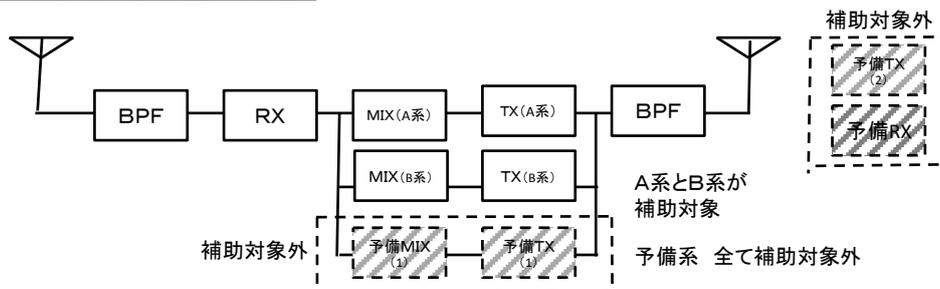
なお、補助財産の有効活用の観点から、接続されていない補助対象となる予備送受信設備は、容易に接続して使用できる状態（ラックに収容されていることが望ましい。）であって、ローテーション使用すること。

【参考例】 補助対象となる予備送受信設備の考え方

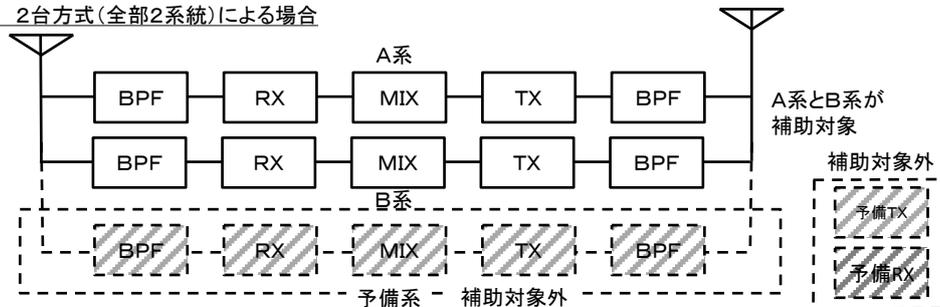
(1) 1台方式による場合



(2) 2台方式(一部1系統)による場合



(3) 2台方式(全部2系統)による場合



注：本項の説明は、対象となる補助対象設備とその取扱いについて示すものであり、自主的に補助対象外の設備を追加することなどについて縛るものではないので、念のため申し添える。

③ 予備品について

ファン、ヒューズ、アレスタ等の定期交換部品の予備は補助対象としない。

④ 監視装置、制御装置、警報装置（以下「監視装置等」という。）について

同一中継局所において補助金を受けて整備する中継局が複数あり、当該局所に整備される監視装置等の費用がそれぞれ異なる場合は、監視装置等の補助対象経費の上限を、当該局所に整備される監視装置等のうち最も安価な費用とする。なお、この費用は設備費と工事費を合算した費用を対象とする。

ただし、監視サービス等を利用する場合の加入金や委託監視を行う場合の委託料金については補助対象外とする。

⑤ 完成図書について

完成図書は1事業につき1セットの費用を上限として補助対象とする。

※連携主体の場合は、1放送事業者につき1セットの費用を上限とする。

(5) 補助対象とならない経費等

交付要綱で交付対象とされる費用であっても実施する事業の目的に沿わないもの又は使用目的や効果が不明確なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備のうち、「地上デジタル放送用送信設備共通仕様書(オレンジブック)」で標準仕様とされていないもの ○工具(当該中継局に常置しないもの) ○測定器(当該中継局に常置しないもの) <p style="text-align: right;">等</p>
交付決定前に実施した工事費用等	<p>事前着工については、交付決定日より前に締結された契約及び工事着工をいう(交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は交付決定日前のことを指す)。また、申請書作成のための見積作成費用・現場調査費用等で、交付決定前に行われたものは交付対象とならない。よって、何らかの理由により交付決定日より前に工事に着工する場合は、交付決定日より前に着工した工事のすべてを補助対象外とすること。</p>
消費税	放送事業者が事業実施主体の場合には対象外とする。
事務費	地方自治体が事業実施主体である場合の地方事務費等は交付対象外である
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ○共架費(電柱使用料) ○各種機器等の保守・維持管理費用 ○電波利用料 ○リース(リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等)によるもの ○中継局用地の賃借料 ○保守サービス、監視サービス等のサービス加入料金 <p style="text-align: right;">等</p>

注 工事着工とは

一般的に補助事業において工事を発注する場合、①工事内容を複数の業者に提示、②入札(又は合い見積もりの提出)、③落札者(又は契約者)決定、④最低価格を提示した業者と契約(契約書の交付)、⑤現場工事に着手、の順に手続が行われる。この手続中、①、②及び③(Ⅲ 1 契約準備行為 参照)は交付決定前に行っても補助対象となるが、④及び⑤は交付決定後に行わなければ補助対象経費とはならない。

3 交付対象外の民放・NHK中継局と共建する場合の費用の切り分けの考え方

交付対象外の他局と共同建設する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設(設備)で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。少額であっても交付対象外の他局に補助金による支援が発生しないように配慮した上で、それぞれの事業内容等を勘案した合理的な方法を採用すること。

4 交付申請書の作成のポイントについて

交付申請及びそれに伴う交付決定は、整備事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱第10条に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。

(1) 提出書類について

① 申請書の構成

以下の資料を順番に編纂のこと。

ア 申請書（交付要綱様式第1号）

イ 契約予定内容に関する調査票（別添1）

ウ 見積書（別添2）

エ 添付図面

オ 口座設置届出書（別添3）

カ 免許申請確約書（別添4）

キ 参考資料

※ 共建の場合は、（3-2）に示すとおり、費用按分の具体的方法を整理した文書を必ず添付すること。

※ この他、必要に応じてア～カを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付すること。審査の際に必要な資料の提出を求めることがある。

② 構成上の留意点

ア 申請書は正本（交付要綱様式第1号。代表者の押印があるもの）と副本（正本をコピーしたもの）の2部を提出すること。

イ 交付要綱様式第1号により作成する申請書かがみ、同様式別紙1「補助事業の概要」及び別紙2「工事概要書」、見積書、添付図面等は内容が一致しているかどうか、必ず確認すること。

ウ 交付対象外の他局との共同建設を実施する場合は、補助事業と別事業との区分が分かるようにすること。また、概要図、見積書等については、対象部分が分かるよう記載又は色分け等を行うこと。

エ 交付要綱に定める様式の外、放送事業者以外が事業実施主体となる場合には、本事業により整備する放送局の免許申請確約書を添付すること。

(2) 申請書様式（交付要綱様式第1号）の作成について

使用する様式は、交付要綱様式第1号、第1号別紙1第3、別紙2である。

別紙1第3の補助金申請額を記載する欄について、各経費区分ごとに千円未満の切捨てをせず事業費全体の補助率を掛けた額が合計額となるよう、各経費区分ごとの補助金額について端数処理（四捨五入等）をすること。

なお、放送事業者が実施主体（連携主体を含む。）であって、地方自治体が費用負担する場合については、備考欄にその内容を記載すること。

(3-1) 見積書の作成について

- ① 見積書は、工事業者・機器メーカー作成の見積書に加え、別添1による総括表と内訳表の二つを作成すること。総括表と内訳表は整備事業実施主体が自ら作成すること。
- ② 見積書は、必ず工事業者・機器メーカー作成の見積書どおり記載し、作成・提出すること。（物品費や工事費などの区別を行う必要は無く、見積書どおり記載すること。）
- ③ 別添1の見積書に記載する費目が本マニュアルⅡ2の交付対象範囲・経費に合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省へ確認すること。

(3-2) 見積書作成時の留意点

① 総括表について

ア 事業実施主体名を記載し、押印すること。連携主体の場合は連携する全事業者を記載し、代表実施主体名及び代表者が分かるように記載をすること。

イ 本見積書を作成した日付を記載すること。日付が古いものについては見積りに係る仕様が申請時までに変更が発生していないか、補助事業者において確認をすること。総務省からも確認することがある。

ウ 工事名は「平成〇〇年度無線システム普及支援事業（〇〇デジタルテレビ中継局整備事業）」と表記すること。

エ 中継局整備を複数者が請け負う場合は、項目欄に請負業者名及びその工事等の概要を記載し、見積額を記入すると。

なお、見積りに交付対象外のものがある場合は、その内容及び金額を記入すること。（記載例は別添1参照）

② 内訳書について

- ア 業者見積りに記載された順序どおりに記載すること。複数の業者が請け負った場合は、A者の見積書の後にB者の見積り書に記載すること。（記載例は別紙1参照）
- イ 経費の明細が把握可能なレベルの費目を盛り込むこと。
- ・各機材・資材、工事項目について、交付対象、交付対象外の区別を明確にすること。
 - ・〇〇一式△△円となっている場合は、可能な限りその内訳を記載すること。特に労務費については一式で丸められて計上されたものは認めない。
- ウ 同一事業者が複数局所を整備する場合は、物品単価や工事単価統一すること。
- エ オ 購入機器と取付数量等の対応関係に留意すること（詳細は別添1見積書を参照）。
- カ 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。歩掛や按分等を行っている場合は、何の基準に基づいたものか確認できるように見積書の備考欄に説明を加えること。
- キ 交付対象外の他局と共同建設して費用を按分する場合は、按分の考え方とその計算方法を見積書に記載すること。按分の考え方については按分比率の算出根拠を備考欄に記載し、加えて共同建設に関する基本契約書等の書類を添付すること。
- ク 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率計上とする場合には、何の基準に基づいているか確認出来る資料を添付すること。率計上によらず必要な経費を積上げる場合は、経費の内訳が確認できるよう、細目を明らかにすること。
- ケ 撤去費・移設費については、既存施設を撤去・移設しなければ新施設の建設事業が実施できないなどの事情が確認出来る資料（交付対象とする撤去工事の範囲が確認できる図面等）を添付すること。放送に必要な施設・設備の設置に際して阻害要因となる施設・設備でない限り、元々ある施設・設備の撤去にかかる費用の計上は認めない。なお、デジタル中継局設備等の設置に伴い、アナログ中継局の設備等を撤去する費用は、電波法第78条においてアナログ中継局の免許人に対し空中線等の撤去を義務づけられているため、補助対象とすることは適切ではない。
- コ 費用の計算の際は、1,000円未満の端数は四捨五入等の基準による切上げ処理はせず、経費区分（施設・設備費／用地取得費・道路費）ごとに切捨て処理を行うこと（表計算ソフトでは表示されている数値とは異なり、自動で切り上げ処理がされる場合があるため注意すること。）。
- サ 工事業者が作成した見積書については、見積書の宛名が補助事業者であること。なお、複数の放送事業者が共同で中継局を整備する場合においても、工事業者が作成する見積書は補助事業者毎に単独の見積書を作成するか、見積書の詳細項目毎に

事業者毎の費用を明記させること。

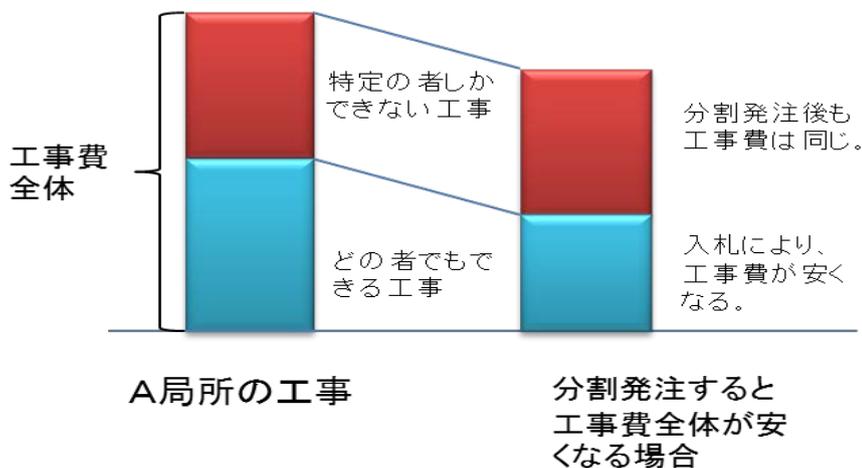
(4) 契約予定内容に関する調査票（別添2）

随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式、見積合わせ方式も含む。）による場合、なぜ随意契約とすることが必要なかを明確に記載すること。

また、いずれの契約方式を予定していても、合い見積もりが取得できない合理的な説明がない限り、合い見積もりを取得した上で申請をすること。ただし、契約準備行為として交付申請前に入札を行った場合を除く。

発注は、1局所1契約の発注とし、分割発注をしないことが望ましい。ただし、一契約の発注だと随意契約とならざるを得ない場合（例：これまで導入した監視装置との接続の関係上、監視装置は随意契約にせざるを得ず、他の工事は一契約の発注だと随意契約となってしまう場合）に、随意契約部分の発注を切り離して、残った部分の発注が競争入札となる場合であって、結果として工事費全体が安くなる場合においては、分割発注を可とする。

例 分割発注を認める例



(5) 添付図面について

- ① 添付図面は、補助金で整備する施設・設備の内容を把握できるものとする。
- ② 添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象となる部分と補助対象外となる部分を色分けすること。第〇期工事等と複数の工期がある場合や他事業者と共建の場合は、本補助金によって整備する部分が容易にわ

かるようにすること。

- ② 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（鉄塔、局舎の立面図・平面図、伝送路線路図等（寸法も記載のこと））、放送機器系統図、放送機器設置図、放送エリア図（コンタ図）で構成すること。
- ③ 添付図面に記載された機器等と見積書との整合性がとれていること。

Ⅲ 契約について

事業実施主体は交付決定の通知後、工事業者・機器メーカー等と事業に関する契約を締結する。

1 契約準備行為について

交付決定前において、事業実施主体は契約準備行為として次に掲げる行為を行うことが出来る。

- 入札公告
 - ・ 入札参加資格、入札場所、入札日時、その他入札に必要な事項（業務概要、要件定義書・入札説明書の入手方法、参加表明書・技術提案書の提出方法等）の広告
 - ・ 入札無効条件の広告
- 入札に関する詳細情報の提供
 - ・ 入札説明書・要件定義書の交付
 - ・ 参加表明書（申請書）の作成・提出に関する留意事項
 - ・ 質問書の受付及び回答
- 参加表明書（申請書）、参加資格の確認
- 入札／開札／落札者決定

2 契約について

本事業の各種契約（委託契約・請負契約等）は、交付決定通知日以降に単年度契約で締結しなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない。）。

契約形態については、都道府県、市町村においては、地方自治法第234条、同法施行令第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札または随意契約とすることとなっている。また、他の事業主体においてもこれに倣って、原則として一般の競争に付し、整備事業の運営上、一般競争入札又は指名競争入札が困難な場合のみ、随意契約を認める。

契約を随意契約とする場合は、実施主体が地方公共団体か否かを問わず、随意契約とする理由がやむを得ないものであることを明らかにすること（「契約予定内容に関する調査票（別添2）」に契約内容及び方法について記載すること。）。

IV 事業計画変更等について

1 事業計画変更等について

(1) 事業内容の変更について

交付決定を受けた後において事業内容を変更しようとするときは、交付要綱第10条に基づき原則として総務大臣の承認が必要である。交付決定後に事業の変更を行う必要があるときは、軽微な内容でも総務省に相談すること。

また、交付決定後の詳細設計等の過程で事業の内容が変更となることがあるので、十分に留意すること。特に新規の用地を確保する事業の場合、承認を受ける必要がある事業の変更について、承認前に変更に着手した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の規定に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消すこともあるので注意すること。

事業内容の変更は次のようなものがあり、交付要綱第10条第1項(2)の各号に該当しない限り、変更承認申請が必要となるので留意すること。

- ・事業の目的の一部が変更となる場合
- ・施設の設置場所が変更する場合
- ・申請書(別紙含む)記載事項が変更となる場合(例として、工事概要書記載の敷地面積や海拔高、鉄塔高が変わる場合)
- ・放送エリア変更に伴いエリア内世帯数が変更する場合(事業目的の変更に該当)等

(2) 経費区分の変更について

補助金交付決定を受けた時点の経費区分から区分を超えた費用の変更がある場合は、交付要綱第10条に基づき原則として総務大臣の承認が必要である。交付決定後に経費区分を超えた費用の変更がある場合は、必ず総務省に相談すること

(3) 事故報告について

整備事業が交付申請に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合は、余裕を持って総務省に相談することとし、完了日の1.5ヶ月程度前には事故報告書を提出すること。なお、整備事業の完了日とは、都道府県又は市町村が事業主体の場合は工事の検査を完了した日、放送事業者又は一般社団法人等が事業主体の場合は工事の竣工日を指す。

(4) 事業の中止、廃止について

整備事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

(5) 交付決定の取消しについて

整備事業者の責に帰すべき場合には法第17条、帰すことのできない場合には法第

10条により取り消すことがある。

V 実績報告事務及び経理等について

1 実績報告書の作成と確認のポイントについて

実績報告書（以下、報告書という。）は、整備事業が交付決定の内容に適合的に遂行されているか確認するものである。総務省では事業実施主体から提出された報告書を審査し、交付額を確定・事業実施主体に通知する。また、本報告書に基づき、政府関係各機関が中継局の現地検査を行う場合がある。この際、報告書の内容が事実に反していることが判明した場合は、補助金の返還を要求することもありうる。

(1) 実施確認

事業主体は、報告書を提出するに当たっては、直接整備箇所に出向くなどできる限り目視により整備事業を実施した事実の確認すること。また、整備した機器に「平成〇年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」と表示されているかどうかを必ず確認すること。表示は、適宜のプレート・ラベル等を機器に直接貼付したものとする（滅失したり剥がれたりしないようなものとする。表札等で適宜表示することも可能）。

(2) 提出書類について

① 報告書の構成

以下の資料を順番に編纂のこと。

ア 実績報告書（交付要綱様式第10号）

イ 事業主体が作成する積算書（別添5参照）及び差異表（別添6参照）

ウ 工事業者の請求書（又は領収書）の写し

エ 添付図面（見取り図、設計の概要図等）

オ 添付写真（別添7参照）

カ 参考資料

※ 共建の場合は、以下に示すとおり、費用按分の具体的方法を整理したペーパーを必ず添付すること。

※ この他、必要に応じてア～カを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付すること。審査の際、総務省から必要資料の提出を求められることがある。

② 構成上の留意点

ア 報告書は正本（交付要綱様式第10号。代表者の押印があるもの）と副本（正本をコピーしたもの）の2部を提出すること。

イ 交付要綱様式第10号により作成する報告書かがみ、施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し、積算書、差異表、図面、写真添付図面等の内容が一致しているかどうか必ず確認すること。

ウ 工事業者の請求書には請求内訳付きのものとする。請求内訳は部材や工事工数等詳細に記載されているものであるか確認すること。なお、確定見積書を請求書の代わりに添付することはできないので注意すること。

エ 交付対象外の他局との共同建設を実施する場合は、補助事業と別事業との区分が分かるようにすること。また、概要図、請求書（又は領収書）、積算書等については、対象部分が分かるよう記載又は色分け等を行うこと。

③ 提出について

事業実施主体は、整備事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、総合通信局等へ①に掲げる書類を提出すること。ただし、事業完了日が年度末となっている案件については、事業実施主体は可能な限り早期の提出に努めること。具体的には、修正・文書処理期間を考慮した上で、2月末（締切日は翌年度の4月10日。）までには提出することが望ましい。締切日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。

(3) 実績報告書の作成について

使用する様式は、交付要綱様式第10号である。

変更承認を受けた事業については実績報告書に変更交付決定額を追記頂く必要があるため、記載方法について総務省に問い合わせること。

(4-1) 積算書及び差異表の作成について

- ① 積算書は、工事業者・機器メーカー作成の請求書（又は領収書）を基に、総括表と内訳表の二つを作成すること。総括表と内訳表は整備事業主体が自ら作成すること。
- ② 積算書は、別添5の積算書記載例を参考に作成し提出すること。
- ③ 差異表は、別添6の差異表記載例を参考に作成し提出すること。記載する金額は交付申請時（変更承認を受けた場合は変更承認時）の「補助対象額」と実績時の「補助対象額」を記載すること。

(4-2) 積算書及び差異表作成時の留意点

- ① 積算書に関する留意点は本マニュアルⅡ5（3-1）「見積書の作成について」に

準ずる。

- ② 差異表に関しては、交付申請時の見積書（変更等の承認を届け出た場合は、変更承認申請時の見積書）と積算書の内容の差異が確認できるよう、「備考（差異理由）」欄に差異の生じた具体的理由を記入すること。差異の理由については、差異が発生した経緯を含めて第三者が確認しても理解できる説明とすること。
- ③ 申請時に申請の無かった項目が実績報告時に追加となっているような場合、その物品や工事等がなぜ申請時に申請されなかったのか、なぜ実績時に追加する必要があるのかについて、差異理由で十分な説明を記載すること。
- ④ 施工業者等の請求について、特に労務費等、流動要素の高いものについては実績と解離がないか精査を行うこと。

（5）添付図面について

- ① 添付図面は、補助金で整備した施設・設備の内容を把握できるものとする。
- ② 申請時と整備内容が異なる箇所がある場合は、添付図面の中に示すこと。
- ③ 添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象部分とそうでない部分を色分けすること。他事業者と共建の場合は、本補助金によって整備した部分が容易にわかるようにすること。
- ④ 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（線路図等（寸法も記載のこと））、放送機器系統図、放送エリア図（コンタ図）で構成すること。
- ⑤ 添付図面に記載された機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、写真等との整合性がとれていること。

（6）添付写真について

① 作成の考え方

添付する写真は整備した機器の事実を確認できるもの¹とする。写真には補助対象の範囲が分かるよう、赤枠で囲む等、印を付けること。工事黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

なお、以下に類する写真は不要である。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真

¹事業実施主体は可能な限り現地確認を行い、整備事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

② 写真作成の注意点

ア 写真の種類：フィルム写真又はデジタル写真によるカラー撮影とする。また、経年変色しない用紙で提出すること。

イ 編さん方法：写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。

なお、写真に整備事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かが分かるように、クリアシート又は写真に油性サインペン等で囲むこと。

ウ 添付図面との符号：撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に機器番号又は撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

③ 撮影方法

機器の設置状況が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、整備機器がどれか分かるよう赤枠で囲む等、印を付けること。申請時と整備内容が異なる箇所がある場合は、該当箇所を撮影・記録してその旨を明示すること。

④ その他

ア 様式等は別添7を参考とすること。

イ 撮影機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、図面等の資料との整合性がとれていること。

2 経理等について

(1) 実績報告書提出後の事務手続

報告書の提出後、内容を審査した上で、総務省から「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書」が送付される。これを受けて、事業実施主体は速やかに総務省へ「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金精算払請求書」（要綱様式第16号）を提出すること。

(2) 補助金の支払い

総務省では、提出された精算払請求書を確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

(3) 消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還

都道府県若しくは市町村又はその連携主体において²、整備事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに要綱第18条の規定により「平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第17号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の都道府県又は市町村は報告書の提出が必要となるので注意すること。※2放送事業者が事業を実施する場合は、交付申請時において事業費から消費税相当額を控除した額を基礎に交付額を決定するので該当しない。

(4) 補助事業の経理

補助事業の経理は他の事業とは明確に区分し、収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(5) 整備事業で整備した物品の管理

各物品には、必ず「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにしておくこと。

(6) 整備事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省に相談をすること。

² 放送事業者が事業を実施する場合は、交付申請時において事業費から消費税相当額を控除した額を基礎に交付額を決定するので該当しない。

3 繰越承認を受けた事業の年度終了実績報告書の提出について

繰越承認を受け、翌年度へ繰り越す事業について、年度末である3月31日から1か月以内に様式第10号による「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業年度終了実績報告書」の提出が必要となる。

提出は、繰越承認を得て事業継続許可の通知を受けた事業について、年度末（3月31日）時点の費用等の実績を記載したものについて、総合通信局等へ提出すること。また、必要に応じて資料の添付をしてもよい。

VI 財産処分について

補助事業完了後においても補助事業者は当該事業で取得した財産等については善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。(交付要綱第19条の2第3項参照。)

万が一、本補助事業により取得又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち処分制限期間を経過していないものについて、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する時は、あらかじめ財産処分の手続が必要となる。(交付要綱第19条の2第1項参照。)

財産処分の考え方については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、交付要綱及び「総務省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」(平成20年4月30日総官会第790号(以下「承認基準」という。))の規定に基づくので留意すること。

1 財産処分の種類について

承認基準に定義されている財産処分は、次のとおりとなる。

- ・ 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
→例：別の補助事業(デジタル混信対策事業等に使用する場合を含む。以下同じ。)で使用する場合(※)
- ・ 譲渡：補助対象財産の所有者の変更
→例：他の放送事業者が後乗り共同建設を行う場合(※)
基盤協会等へ譲渡する場合
- ・ 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換(※)
→例：別の補助事業で使用する場合
- ・ 貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
→例：基盤協会等へ貸与する場合
- ・ 担保：補助対象財産に対する抵当権の設定
→例：購入した中継局用地への抵当権を設定する場合
- ・ 取壊し：補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと
- ・ 廃棄：補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること
→例：サービスエリアの改善のために新しい空中線に取り替えた結果、使用している空中線が不要になった場合
※デジタルテレビ中継局整備事業に使用しても、別の事業(=別の交付決定)となる場合は、目的外使用に当たる。

2 財産処分の申請について

(1) 取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の場合

処分制限期間中の財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び交付要綱第19条の2第1項の規定により、総務大臣の承認を要する。

交付要綱第19条の2第1項には「取得価格又は効用の増加価格が50万円以上

のものについて（中略）その承認を受けなければならない」とある。取得価格又は効用の増加価格（以下「取得価格等」という。）とは、部品や部材個々の購入価格等に当該部品や部材関係の工事費等の役務の価格を加えたものをいう。当該規定における取得価格等は、財産処分対象となるすべての取得価格等の合算額となるので、部材個々の取得価格等（単価）が50万円未満であることをもって交付要綱の規定による承認手続がなくなるということではない。

交付要綱第19条の2第1項にあるように、財産処分の手続は総務大臣に対し承認申請書を提出し、その承認を経た上で処分が可能となる。ただし、交付要綱第20条の「大臣が別に定める基準」に該当する場合及び承認基準第2の2に該当する場合は、事前届出による承認手続となり、届出の受付日をもって承認の扱いとなる。

なお、承認申請及び届出のどちらの手続であっても、交付要綱及び承認基準に示された国庫納付の免除規定に該当しない限り、国庫納付の条件を付して承認することとなる。

(2) 取得価格等が50万円未満の場合

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第5項及び交付要綱第19条の2第1項の規定により総務大臣の承認は要しない。

しかし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第2項及び交付要綱第19条の2第3項の規定により、善良なる管理者の注意をもって管理する（以下「善管注意義務」という。）ことが補助事業者に課せられている。よって、善管注意義務に反するような「廃棄」等の財産処分はできない。ただし、本件のような場合であっても財産処分の承認手続を経て、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第1号の規定により国庫納付をした場合は、財産処分の制限はなくなる。

3 国庫納付額について

(1) 有償譲渡又は有償貸付

① 補助事業者が地方公共団体の場合

ア 譲渡額等を基礎として算定する場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。）に、総事業費（補助基準額を超える補助事業者等負担分を含む。以下同じ。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。ただし、処分する施設等に係る国庫補助額を上限額とする。

イ 上記ア以外について

残存価値額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、土地等にあつては、国庫補助額をいう。）とする。

② 補助事業者が地方公共団体以外の場合

ア 譲渡額等を基礎として算定する場合

譲渡額又は貸付額（ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。以下同じ。）に比して著しく低価であることを合理的に証することができない場合には、評価額。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。ただし、処分する施設等に係る国庫補助額を上限額とする。

イ 上記ア以外について

処分対象財産の残存価値額を基礎として算定する。

(2) (1) 以外の財産処分について

すべての補助事業者等における国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存価値額とする。

1 「新たな難視」地区にデジタル中継局を設置するとした場合はすべて補助対象となるものと考えて良いか。

(答) 地デジ難視地区対策計画に記載された「新たな難視」地区において、対策手法が中継局整備又は諸元変更となっている地区をカバーするデジタル中継局の新局整備、改修に対して補助対象となる。ただし、本スキームを適用する場合は新たな難視地区を効率的にカバーする必要最低限の設備・整備について補助対象とするものであり、改修については、新たな難視地域に含まれていない送信面等は補助対象外とする。

また、地方財政措置の適用については、放送事業者が行う地上アナログテレビ放送の放送区域（電波法第6条第2項第5号の放送区域をいう。）外の新たな難視地域を対策するための施設及び設備が該当し、地上アナログテレビ放送の放送区域内の新たな難視地域の対策のための施設及び設備については地方財政措置の適用外となるため、注意すること。

2 アナログ非該当社がデジタル新局を設置する際に支援の対象となるか

(答) アナログ非該当地区及びアナログ未整備地区に整備するデジタル新局を対象に、「発民放のデジタル中継局」として中継局整備に要する経費に対し補助対象としている。

3 固定マイクロ回線等の伝送路については、補助対象設備となるか

(答) 要件に合致する中継局の運用に必要となる直近上位の伝送路（ただし、放送波中継の場合を除く。）は、固定マイクロ、有線伝送に関わらず、補助対象設備となる。ただし、例えば当該固定マイクロ中継局設備が他の中継局への中継回線としても用いられている場合には、役割の応分による整備費用を補助対象とすることが必要である。

また、申請書別紙等の施設の設置場所には、デジタル中継局設置場所に加えて、固定マイクロ局の設置場所を記載すること。また施設・設備の内容を把握できる図面も合わせて提出すること。

なお、固定マイクロ局設備は交付要綱の附帯施設である「中継用固定無線装置」に該当するため、費用計上する際は附帯施設として取り扱うこと。

4 「無線局免許申請手数料」、「検査手数料」等、国に納付される手数料を補助事業の対象とすることは可能か？

(答) 事業主体が本整備事業の一環として必要とする各種申請費や申請書作成のための調査費用等について、補助事業の対象とする。その上で、デジタル中継局整備事業における「免許申請手数料」、「検査手数料」の適用については下記のとおりである。

(1) 事業主体が当該中継局の免許主体と異なる場合

放送局免許申請に係る費用は、当該免許申請者に係る費用であるため、補助事業の対象には含まれない。落成検査手数料についても同様である。

(2) 事業主体が当該中継局の免許主体となる場合（事業主体が放送事業者の場合）

免許申請手数料、検査手数料は、事業主体が放送局免許人と一の者となるため、整備事業に着手する際に必要となる放送局の免許申請について補助金の対象とする。ただし、免許申請等に係る事業実施主体自身に発生する事務費・旅費等は補助金の対象とならない。

5 総事業費には、消費税を見込んで良いのか？

(答) 事業主体が地方公共団体及び一般社団法人等の場合は対象として見込んで差し支えないが、放送事業者の場合は見込まない。

6 他の事業実施主体と共同建設を実施する関係で、交付決定より前に工事に着工することになるが、補助対象となるか。

(答) いわゆる「事前着工」となり、補助対象とはならない。 補助対象となるのは、交付決定後に契約が行われ工事着工となった事業のみである。工事のスケジュールが交付決定に間に合わないことが予想される場合には、前年度中を含め早目に総務省に相談されたい。

7 取得価格が50万円を超えないものであっても、廃棄又は取壊しを行う場合は財産処分の手続が必要か。

(答) 取得価格50万円以下の補助財産に係る財産処分については、手続は不要であるが、特異な例等については総務省（本省）に事前相談されたい。

なお、補助金の交付を受けた地方公共団体、一般社団法人等には、取得財産に対する善管注意義務（交付要綱第19条の2第3項）が課せられているので、留意すること。

8 デジタル混信対策やチャンネル変更（リパック）等、他の対策事業にデジタル中継局整備事業で整備した施設を流用する場合、財産処分の手続が必要か。

(答) デジタル中継局整備事業は「自力建設困難」、「難視対策」又は「後発民放による置局格差の是正」といったそれぞれの補助目的により補助事業を行ったものであり、混信対策等の補助事業はまた別の目的として事業が行なわれることになる。そのため、目的外使用としての財産処分の手続が必要となる。国庫納付の条件については交付要綱及び総務省会計課通知の財産処分承認基準第3等に示されている国庫納付免除規定に該当するとされる場合は国庫納付の条件を付さずに承認することとなる。

9 補助財産を取り外して当該局舎に保管する場合、財産処分の手続が必要か。

(答)

補助金適正化法（以下「法」という。）第22条において財産の処分の制限が規定されているところであるが、「取り外し」のみの場合は「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月30日総官会第790号）に定義される財産処分に当たらないことから、特段の手続を要しない。

なお、やむを得ず施設から取り外した財産については、法第11条第1項に規定される

「善管注意義務」の考え方を踏まえ、善良な管理者の注意をもって保管に努めるものとし、法第3条第2項の規定の趣旨を理解し、有効活用に向けた努力を怠らないようお願いしたい。

別添

【契約予定内容に関する調査票】

- (1) 補助事業を行うに当たって予定している契約(分割発注を予定している場合は、契約毎に記入)をすべて記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額(円)
合計					

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するに当たり、事業実施主体が合見積りを取った者数を記入。

注3 「見積額」は、見積りにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

- (2) (1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額(円)	うち補助対象外 見積額(円)
合計				

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

- (3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う理由	根拠法令及び条項

注1 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

注2 地方公共団体が事業主体の事業であって、随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠とした法令及び条項を併せて記入すること

見積書（記載例）

別添 2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市1-2-3
 株式会社 〇〇〇〇放送（△△市）
 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
 （△△市長） 〇〇〇〇 印

一見積書を作成した日付を必ず記入すること
 （見積有効期限を表示する場合は、2ヶ月程度の残日数があること。）

工事名：〇〇中継局整備事業（平成〇〇年度中継局整備事業費等補助事業）
 地 域：〇〇市（△△地区）

一代表印を押印し、代表者名を記載すること

見積額（全体） (消費税別途)
 見積額（交付対象） (消費税別途)

一地域とは交付要綱別紙1の「施設の設置場所」を指す

◎見積書は総括表（総合計を記載したもの）と機器の詳細がわかる内訳書の2段階のものが必要

◎左記の見積書フォーマットを参考に作成すること。（この様式は請求書の総括表としても使用できる）適宜項目を変更すること。

【見積書 総括表】

(単位：円)

項目	全体（整備事業及び一体施工工事）					交付対象部分					交付対象外				
	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
1	〇〇中継局建設工事(A社見積書の件名等を記載すること。) 〇〇工事														
2	△△工事 〇〇設備設置工事														
	1	式													
				7,000					2,000					5,000	
3	〇〇装置														
	合計（業者見積書毎に合計（税抜き。）を記載すること。）														
				〇〇〇〇					〇〇〇〇					〇〇〇〇	
4	〇〇中継局放送機設置工事(B社見積書の件名等を記載すること。) ××工事														
	〇〇取り付け工事														
	1	式													
				7,000					2,000					5,000	
5	◎◎工事														
	合計（業者見積書毎に合計（税抜き。）を記載すること。）														
				〇〇〇〇					〇〇〇〇					〇〇〇〇	
施設・設備費小計															
施設・設備費小計（千円未満の端数整理後）…①															
2	用地取得費・道路費														
ア	用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）														
	ア)	〇〇													
		イ)	〇〇												
イ	附帯工事費														
	ア)	〇〇													
		イ)	共通経費												
ウ	値引き等														
エ	消費税														
用地取得費・道路費小計															
用地取得費・道路費小計（千円未満の端数整理後）…②															
合計…①+②															

一備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要であれば、別紙扱いしてもよい。

一1式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、数量の記載は不要。

一交付対象と対象外の合計が一致しているか確認すること。

一総括表で「一部交付対象外」と記載の場合には、内訳書又は別表等で、どの機器が交付対象か交付対象外か分かるようにすること。

一1式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、数量の記載は不要。

一交付対象と対象外の合計が一致しているか確認すること。

一総括表で「一部交付対象外」と記載の場合には、内訳書又は別表等で、どの機器が交付対象か交付対象外か分かるようにすること。

一施設・設備費の小計（1円単位）

一施設・設備費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…①

一用地取得費・道路費の小計（1円単位）

一用地取得費・道路費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…②

一①+②

平成 年 月 日

官署支出官
 総務大臣官房会計課長 殿

氏名 印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入					
		旧債主コード					
口座名義	フリガナ						
	氏名						
住所	郵便番号						
	フリガナ						
	漢字						
銀行等名称	銀行 金庫 農協 支店 (出張所)						
預金種別 (該当に○印)	①普通預金 (総合口座) ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金						
口座番号	銀行番号		支店番号		口座番号		
所属	職員	局 課 (室)					
	委員等						
	法人						

※太枠内を記入下さい。

放送局免許申請確約書

平成 年 月 日

〇〇市（町村）

〇〇法人〇〇 殿

〇〇放送株式会社

代表取締役 ××××

印

貴市（町村・法人名）が行う、〇〇中継局整備事業（以下「本事業」という。）について、総務大臣から無線システム普及支援事業費等補助金の交付決定が得られた際には、当社として速やかに総務省に対し、本事業により設置された設備による放送局の無線局免許申請を行うことを確約します。

※考え方

放送事業者が「自らの整備では出来ない」としている局について交付申請が行われるわけだから、当該交付申請が行われる時点で、放送事業者による免許申請が行われる実態は想定されない。すなわち、免許申請そのものは、交付申請に基づき交付決定が行われた後の行為となる。

しかしながら、整備事業はその設備で当該放送事業者の放送が行われることを目的として施設整備を行うこととなるので、交付申請に当たっては、あらかじめ当該放送事業者による「確かに放送局を開設する」ことが確約されていることが必要である。放送事業者が自ら整備事業を行おうとする場合は必要ない。

積算書（記載例）

別添 5

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一積算書を作成した日付を必ず記入すること

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市1-2-3
 株式会社 〇〇〇〇放送（△△市）
 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
 （△△市長） 〇〇〇〇 印

一代表印を押印し、代表者名を記載すること

工事名：〇〇中継局整備事業（平成〇〇年度中継局整備事業費等補助事業）
 地 域：〇〇市（△△地区）

一地域とは交付要綱別紙1の「施設の設置場所」を指す

見積額（全体） (消費税別途)
 見積額（交付対象） (消費税別途)

◎積算書は総括表（総合計を記載したもの）と機器の詳細がわかる内訳書の2段階のものが必要
 ◎左記の請求書フォーマットを参考に作成し、適宜項目を変更すること。

【積算書 総括表】

(単位：円)

項目	全体（整備事業及び一体施工工事）					交付対象部分					交付対象外				
	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
1	〇〇中継局建設工事(A社見積書の件名等を記載すること。) 〇〇工事														
2	△△工事 〇〇設備設置工事														
	1	式					式					式			
				7,000					2,000					5,000	
3	〇〇装置														
	一部交付対象外														
	合計（業者見積書毎に合計（税抜き。）を記載すること。）														
				〇〇〇〇					〇〇〇〇					〇〇〇〇	
4	〇〇中継局放送機設置工事(B社見積書の件名等を記載すること。) ××工事														
	〇〇取り付け工事														
	1	式					式					式			
				7,000					2,000					5,000	
5	◎◎工事														
	一部交付対象外														
	合計（業者見積書毎に合計（税抜き。）を記載すること。）														
				〇〇〇〇					〇〇〇〇					〇〇〇〇	
施設・設備費小計															
施設・設備費小計（千円未満の端数整理後）…①															
2	用地取得費・道路費														
ア	用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）														
	ア)	〇〇													
		イ)	〇〇												
イ	附帯工事費														
	ア)	〇〇													
		イ)	共通経費												
ウ	値引き等														
エ	消費税														
用地取得費・道路費小計															
用地取得費・道路費小計（千円未満の端数整理後）…②															
合計…①+②															

一備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載

一1式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、数量の記載は不要。

一交付対象と対象外の合計が一致しているか確認すること。

一総括表で「一部交付対象外」と記載の場合には、内訳書又は別表等で、どの機器が交付対象か交付対象外か分かるようにすること。

一1式計上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、数量の記載は不要。

一交付対象と対象外の合計が一致しているか確認すること。

一総括表で「一部交付対象外」と記載の場合には、内訳書又は別表等で、どの機器が交付対象か交付対象外か分かるようにすること。

一施設・設備費の小計（1円単位）

一施設・設備費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…①

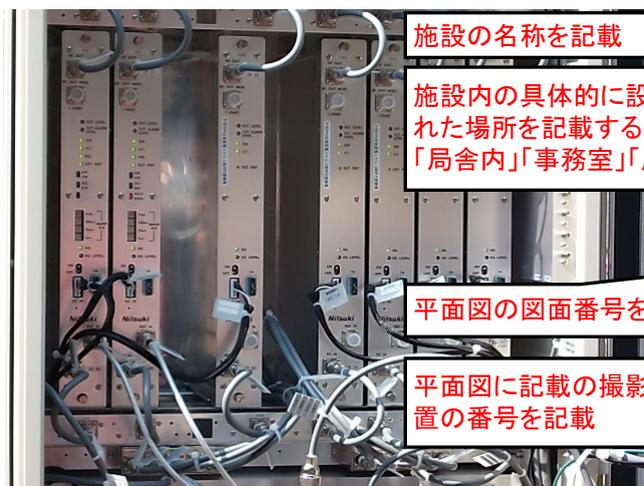
一用地取得費・道路費の小計（1円単位）

一用地取得費・道路費の小計（千円未満を切り捨てたもの）…②

一①+②

(写真イメージ)

内訳表の写真番号欄に記載の番号と合致するこ



施設の名称を記載

施設内の具体的に設置された場所を記載すること。「局舎内」「事務室」「屋

平面図の図面番号を記載

平面図に記載の撮影位置の番号を記載

写真番号 1

施設名 ○○○中継局

設置場所 ○○

内容

送信機

図面番号 1

撮影位置 ①

複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにする



写真番号 2

施設名 ○○○中継局

設置場所 ○○

内容

空中線

図面番号

撮影位置 ②



写真番号 3

施設名 ○○○中継局

設置場所 ○○

内容 空中線共用架

図面番号 2

撮影位置 ③

総務省所管補助金等交付規則

平成十二年十二月二十七日総理府・郵政省・自治省令第六号

最終改正：平成二〇年三月二八日総務省令第三六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第五条、第七条、第九条第一項、第十二条及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条及び第十四条第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、総務省所管補助金等交付規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 総務省の所管に係る補助金等の交付に関しては、他の法令に特別の定めのあるもののほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において「補助金等」又は「補助事業等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する補助金等又は補助事業等をいう。

（申請書の記載事項等）

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第五号及び第二項第六号の各省各庁の長が定める事項、同条第三項の規定により各省各庁の長の定めるところにより省略することのできる事項及び添付書類並びに法第五条の各省各庁の長の定める時期は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（交付の条件）

第四条 総務大臣は、法第七条第一項に規定する条件のほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付するものとする。

2 法第七条第一項第一号及び第三号の軽微な変更は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（申請の取下げの期日）

第五条 法第九条第一項の各省各庁の長の定める期日は、総務大臣が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して二十日を経過した日とする。

(状況報告)

第六条 法第十二条の規定による報告は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

(実績報告)

第七条 法第十四条 前段の規定による報告は、総務大臣が別に定める場合を除き、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して一箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日までに、同条 後段の規定による報告は、補助金等の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の四月三十日までに、別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、これを総務大臣に提出してするものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第八条 令第十四条第一項第二号の各省各庁の長が定める期間は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(郵政省所管補助金等交付規則の廃止)

2 郵政省所管補助金等交付規則（昭和六十二年郵政省令第二十七号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この省令の施行前に交付決定された補助金等については、この省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成一四年三月二二日総務省令第三二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十三年度に取得した財産からこれを適用し、平成十二年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成一五年三月一八日総務省令第三七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十四年度に取得した財産からこれを適用し、平成十三年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成一六年三月三十一日総務省令第七一号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十五年度に取得した財産からこれを適用し、平成十四年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成一七年三月二五日総務省令第三九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十六年度に取得した財産からこれを適用し、平成十五年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成一八年三月三十一日総務省令第五五号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十七年度に取得した財産からこれを適用し、平成十六年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「特定周波数対策交付金」については、平成十六年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則 （平成一九年三月二六日総務省令第二九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十八年度に取得した財産からこれを適用し、平成十七年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則 （平成二〇年三月二八日総務省令第三六号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十九年度に取得した財産からこれを適用し、平成十八年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「市町村合併体制整備費補助金」については、平成十二年度から取得した財産からこれを適用する。

別表 (第八条関係)

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		処分制限期間 (年)
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
情報通信技術開発支援等事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
情報通信人材研修事業費補助金		事務所用のもの及び左記以外のもの	五十
電気通信格差是正事業費補助金		宿泊所用又は体育館用のもの	四十七
情報通信システム整備促進費補助金		店舗用のもの	三十九
地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金		送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十八
地域情報通信基盤整備推進交付金		公衆浴場用のもの	三十一
政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
市町村合併体制整備費補助金		倉庫事業の倉庫用のもの	三十一
過疎地域集落等整備事業費補助金		その他のもの	三十八
地域間交流施設整備事業費補助金		れんが造、石造又はブロック造のもの	
電波遮へい対策事業費補助金		事務所用のもの及び左記以外のもの	四十一
電波遮へい対策事業費等補助金		店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	三十八
特定周波数対策交付金		送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十四
情報通信格差是正事業費補助		公衆浴場用のもの	三十
沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
沖縄北部特別振興対策事業		倉庫事業の倉庫用のもの	三十
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
		事務所用のもの及び左記以外のもの	三十八
		店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	三十四
		送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十一
	公衆浴場用のもの	二十七	
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
	倉庫事業の倉庫用のもの	二十六	
	その他のもの	三十一	

費補助金

沖縄特別振興対策事業費補助金

国民保護訓練費負担金

緊急消防援助隊活動費負担金

緊急消防援助隊設備整備費補助金

消防防災施設整備費補助金

北海道洞爺湖サミット消

防・救急体制整備費補助金

消防防災設備整備費補助金

金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)

事務所用のもの及び左記以外のもの 三十

店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの 二十七

送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの 二十五

公衆浴場用のもの 十九

工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 二十四

金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)

事務所用のもの及び左記以外のもの 二十二

店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの 十九

送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの 十九

公衆浴場用のもの 十五

工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 十七

木造のもの

事務所用のもの及び左記以外のもの 二十四

店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの 二十二

送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの 十七

公衆浴場用のもの 十二

工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 十五

木骨モルタル造のもの

事務所用のもの及び左記以外のもの 二十二

店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの 二十

送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの 十五

	公衆浴場用のもの	十一
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十四
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	
	蓄電池電源設備	六
	その他のもの	十五
	給排水又は衛生設備及びガス設備	十五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	十三
	その他のもの	十五
	昇降機設備	
	エレベーター	十七
	エスカレーター	十五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
	ドアー自動開閉設備	十二
	建物及び建物附属設備	開発研究用のもの
建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備		五
構築物	送配電用のもの	
	配電用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	五十
	鉄筋コンクリート柱	四十二
	木柱	十五
	配電線	三十
	引込線	二十
	地中電線路	二十五
	電気通信事業用のもの	
	通信ケーブル	

光ファイバー製のもの	十
その他のもの	十三
地中電線路	二十七
その他の線路設備	二十一
放送用又は無線通信用のもの	
鉄塔及び鉄柱	
円筒空中線式のもの	三十
その他のもの	四十
鉄筋コンクリート柱	四十二
木柱	十
アンテナ	十
接地線及び放送用配線	十
広告用のもの	二十
競技場用又は運動場用のもの	
スタンド	
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四十五
主として鉄骨造のもの	三十
主として木造のもの	十
ネット設備	十五
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三十
緑化施設	二十
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	十五
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	十
ビチューマルス敷のもの	三
前掲のも のを除く	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの

		上水道及び水そう	五十
		下水道及び焼却炉	三十五
		へい	三十
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	
		上水道	三十
		下水道及びへい	十五
		その他のもの	四十
		金属造のもの	
		油そう	
		鋼鉄製のもの	十五
		焼却炉、へい、街路灯及びガードレール	十
		その他のもの	四十五
		合成樹脂造のもの	十
		開発研究用のもの	
		風どう、試験水そう及び防壁	五
		ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七
船舶		船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
		総トン数が二千トン未満のもの	十四
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七
航空機		ヘリコプター	五
車両		特殊自動車（自走式作業用機械を含まない。）	
		消防車及び救急車	五
		タンク車	四

工具	測定工具	五
	開発研究用のもの	四
器具及び備品	事務機器及び通信機器	
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	四
	その他のもの	五
	その他の事務機器	五
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
	その他のもの	十
	時計、試験機器及び測定機器	
	試験又は測定機器	五
	光学機器	
	カメラ	五
	医療機器	
	血液透析又は血しょう交換用機器	七
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
	調剤機器	六
	歯科診療用ユニット	七
	光学検査機器	八
	その他のもの	
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	六
	その他のもの	
	主として金属製のもの	十
	その他のもの	五
	開発研究用のもの	
	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
	生物	
	植物	十五

	前掲のもの以外のもの	
	主として金属製のもの	十
	その他のもの	五
機械及び装置	国内電気通信事業用設備	
	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	六
	その他の設備	九
	ラジオ又はテレビジョン放送設備	六
	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	九
	開発研究用のもの	
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
	その他のもの	四
ソフトウェア	開発研究用のもの	三
	前掲のもの以外のもの	
	複写して販売するための原本	三
	その他のもの	五

事務連絡
平成19年4月11日

各総合通信局
沖縄総合通信事務所
情報通信振興関係課(室)
放送関係課
陸上関係課
(補助金事業担当者)

殿

情報通信政策局
地方情報化推進室振興係
地上放送課公共放送係
総合通信基盤局
移動通信課第一業務係

情報通信格差是正事業(地域イントラネット基盤施設整備事業等)
に関する補助対象範囲の変更について

標記について、平成19年度当初予算以降の当該事業に係る採択案件から、下記のとおり補助対象範囲を変更することとしたので、各総合通信局等において申請書及び実績報告書等の審査時等においては、各事項に留意の上、よろしく取り計らい願います。

記

1 共通経費の取扱い

当該事業において、共通仮設費、現場管理費及び一般工事費等、工事を進める上で必要となる総合的な経費(以下「共通経費」という。)については、これまで補助対象の適否についての取扱いが明確でなかったところであるが、今般、地域情報通信基盤整備推進交付金を含め、他省庁の補助事業においても補助対象経費としていることから、今後は情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第4条別表中の施設・設備に係る付帯工事費の一部として補助対象経費とする。

なお、共通経費の算出に当たっては、積み上げによるもののほか、工事又は財務諸表等の実態調査に基づき算定された割合(一般的に「経费率」という。)を対応する経費に乗じて算出する積算方法によることも可とする。

また、具体的な算出方法の取扱いは、別紙1及び別紙2を参照すること。

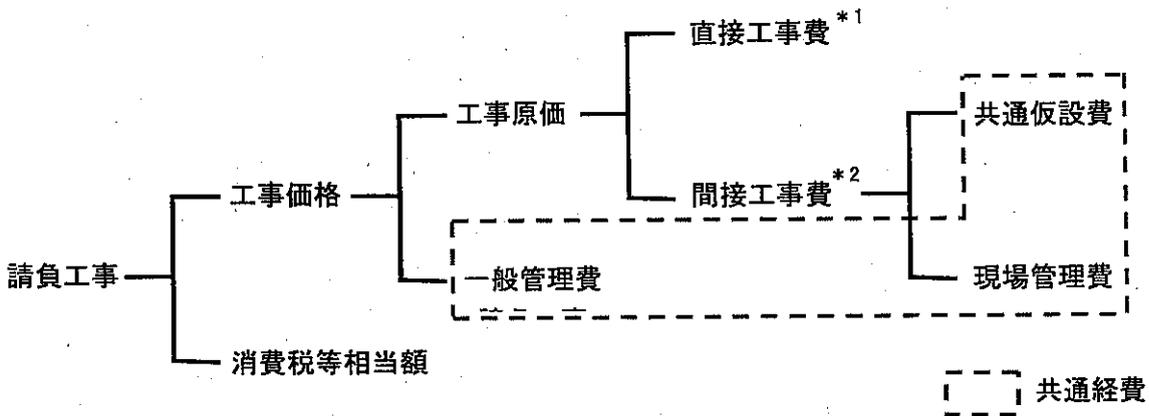
2 申請書作成費用の取扱い

当該事業において、申請書作成費用(申請手数料を含む。)については、これまで調査費として積算するよう指導してきたところであるが、「1 共通経費の取扱い」と同様の理由から、今後は共通経費のうち共通仮設費の一部として補助対象経費とすることとする。

また、具体的な申請手続きに係る申請書手数料の取扱いについては、別紙3を参照すること。

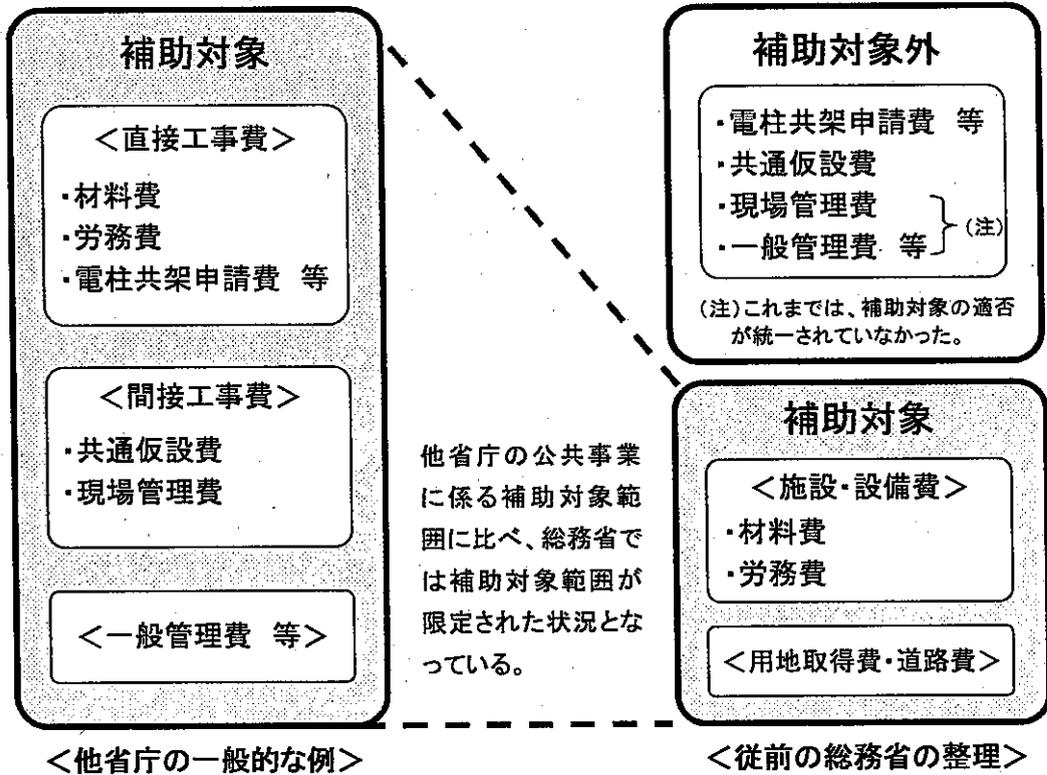
以上

1 公共事業における工事費の積算体系(一般的な例)



*1 直接工事費: 工事の目的物の施工に直接必要となる経費(材料費、労務費等)
 *2 間接工事費: 工事の目的物の施工に間接的に必要となる経費(共通仮設費、現場管理等)

2 他省庁所管の公共事業と総務省所管の公共事業との補助対象範囲の相違点



* 本図に掲げた材料費、労務費、電柱共架申請費等の経費項目は、農水省は「土地改良工事標準積算基準」、国交省は「土木工事標準積算基準」等に示されている一般的な例を用いた。
 なお、「従前の総務省の整理」のうち、施設・設備費に係る経費項目は、施設・設備の設置に要する経費として一般的な例を用いた。

共通仮設費等に係る経費率を対応した経費に乘じて算出する積算方法(一般的な例)

費目	積算方法	主な経費項目
共通仮設費	直接工事費 × 経費率*1 + 積み上げによる計上	施工に共通的に必要な経費： 運搬費、営繕費、安全費、役務費、準備費、技術管理費等
現場管理費	(直接工事費 + 共通仮設費) × 経費率*1	工事を管理するために必要な経費： 労務管理費、安全訓練費等
一般管理費	工事原価 × 経費率*1	会社の本店での必要な経常的な経費(公共工事として適 正な利益を含む。)： 役員報酬、従業員給与手当等

- 1 経費率を用いて算出する場合は、原則、土木工事標準積算基準等*2の公的な積算基準によることとする。
なお、業者独自の積算根拠又は積算基準に基づく場合は、対象金額、施工区域、施工場所等に応じた適正な値を用いて積算することとし、また、公的基準と比べて著しく乖離がないよう指導すること。
- 2 補正值、補正係数及び変数値等を用いる場合は、明確な積算基準によること(業者独自の値でも可)。
- 3 単独事業や他の補助事業と一体的に整備する事業の場合は、共通経費についても適切な按分(原則、芯線按分とする。)を行い、他事業との切り分けを明確にしておくこと。
- 4 一般管理費には公共工事としての適正な利益が含まれていると考えられることから、他の費目で同利益を重複して積算しないこと。

*1 経費率：工事又は財務諸表等の実態調査に基づき算定された割合

*2 国土交通省：19年度版 国土交通省土木工事積算基準
農林水産省：土地改良工事積算基準(土木工事)平成18年度

申請手続きに係る申請書手数料の取扱い

標記については、下表のとおり、今後は補助対象とする。

ただし、交付決定前に当該申請手続きを行ったものは補助対象とはならないので注意すること。

特に当該申請手続きを補助対象とする目的から、申請に係る調査や申請書提出の時期を交付決定後にすることにより工事に遅延が生じないよう、工事の進捗管理には十分留意すること。

なお、本表以外の申請手続きについても原則認めることで考えているが、念のため事前に相談願いたい。

主な申請手続き	主な提出先	今後の取扱い
無線局等申請	総合通信局	認める
電柱共架申請	電力会社	認める
電柱添架申請	NTT	認める
道路占有許可	国及び地方公共団体	認める
河川横断承認	国・県	認める
鉄道横断承認	JR、私鉄	認める
保安林解除申請	営林署	認める
道路使用許可申請	警察署	認める
電力引込申請	電力会社	認める
再送信同意	NHK、民放	認める
建築確認申請	地方自治体	認める
登記	法務局	認める

無線システム普及支援事業（デジタルテレビ中継局整備
事業）執行マニュアル Ver. 3.1

平成24年3月発行

（問い合わせ先）

総務省各総合通信局・事務所 放送担当

情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信推進室

電話 03-5253-5949